

前回いただいたご指摘に対する説明資料

平成22年11月1日

多様な広域ブロックが自立的に発展するとともに、美しく、暮らしやすい国土の実現を目指し、5つの戦略的目標を設定。

新しい国土像

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る。

社会資本整備重点計画との関係

○社会資本整備重点計画法第6条で、「社会資本整備重点計画は国土形成計画との調和が保たれたものでなければならない」旨を規定。

○現行の社会資本整備重点計画(第4章)で、社会資本整備重点計画と国土形成計画との関係を「車の両輪」と位置付け。

【国土形成計画】

- ・ 長期的な国土づくりの基本的目標、方向性を規定

【社会資本整備重点計画】

- ・ 国土形成計画で示された国土像を踏まえつつ、今後5年間の社会資本整備の方向性を規定

○ 広域地方計画(地域ブロックごとの国土形成計画)に対応する形で、地方ブロックの社会資本の重点整備方針を策定

新しい国土像実現のための4つの戦略的目標

東アジアとの円滑な交流・連携

広域ブロックが東アジアの各地域と直接交流・連携し、アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいく。



持続可能な地域の形成

人口減少下においても、地域力の結集、地域間の交流・連携により、魅力的で質の高い生活環境を維持していく。



救急医療を支える高速道路の緊急出入口(青森市)

災害に強いしなやかな国土の形成

減災の観点も重視した災害対策や災害に強い国土構造への再構築を進め、安全で安心した生活を保障していく。

美しい国土の管理と継承

美しい国土を守り、次世代へと継承するため、国土を形づくる各種資源を適切に管理、回復

4つの戦略的目標を推進するための横断的視点

「新たな公」を基軸とする地域づくり

多様な主体の参画を、地域の課題の解決やきめ細かなサービスの供給につなげる。

ばらまき行政に代表される旧来メカニズムから脱却し、新しい市場環境を構築、日本の成長につながる政策を提言。国土交通省の成長分野として、海洋、観光、航空、国際展開・官民連携、住宅・都市の5分野を設定。

I 成長戦略の必要性とねらい

- 将来の憂いがない安心した国民生活のためには日本の経済成長が必要不可欠との認識から、攻めの姿勢と強い意志をもった実現性ある成長戦略を構築する。
- 中国をはじめ高成長を遂げるアジア諸国の活力を日本経済に取り込むなど、日本の成長ポテンシャルに着目した政策提言。
- 国交省管轄サービス産業について、ICT技術や民間の知恵と資金の活用により、生産性の向上とパイの拡大を指向。

II 旧来メカニズムを変革するためのドライバー

①費用対効果に応じた集中投資

②PPPなど民間の知恵と資金の積極的導入

③自由な環境作りを促進する規制改革

④グローバル化に対応した積極的な人材育成

⑤工程表によるPDCAの確立と政治のリーダーシップ

III 成長戦略が必要となる5つの対象分野

海洋分野

- 港湾機能の抜本的改善
- 外航海運の国際競争力強化

観光分野

- 訪日外国人3,000万人プログラムの展開
- 創意工夫を活かした観光地づくりのための人材育成
- 休暇取得の分散化の促進

航空分野

- 徹底的なオープンスカイの推進
- バランスシート改善による関空の積極的強化
- LCC参入促進による利用者メリット拡大

国際展開・官民連携分野

- インフラファンドの創設
- コンセッション方式によるPPP/PFIの実行
- 省庁横断的な国際展開支援組織の創設

住宅・都市分野

- 世界都市東京をはじめとする大都市の国際競争力の強化
- 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保
- チャレンジ25の実現に向けた環境に優しい住宅・建築物の整備

政権交代後、国土交通行政を大胆に転換するべく国土交通省が大きく舵を切ってから初めて作成する重要政策集。国土交通政策全般の目指すべき方向性を示すとともに、特に今年度から来年度にかけて、重点的に取り組もうとしている具体的な政策を網羅。

I 国土交通行政の大変革

我が国の今後の成長につなげていく施策として、国土交通省成長戦略会議提言(5月17日)を位置付けるとともに、限られた財政資源を有効に活用するため、社会資本整備等に関する施策を大胆に見直し。また、急速な高齢化等の社会変化を踏まえ、交通基本法の制定と関連施策の充実による地域の活性化を実現。

1. 我が国の成長・活力を牽引する主要施策

- ・国土交通省成長戦略会議からの5分野の提言を、国土交通省の政策として位置付け。
- ・我が国経済が成長している姿の実現。
- 国際展開・官民連携(トップセールス、PPP/PFIの推進等)
- 航空(オープンスカイの推進、空港経営の効率化等)
- 観光(3,000万人プログラム、休暇取得の分散化等)
- 住宅・都市(大都市の国際競争力強化、住宅市場の活性化等)
- 海洋(港湾力、海運力の発揮等)

2. 社会資本インフラ関連制度の抜本的見直し

- ・真に必要なインフラ整備が戦略的かつ重点的に進められる姿の実現。
- 「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換
- 高速道路の整備のあり方、料金施策
- 「空港整備の無駄を廃し、真に必要なものに注力する」ための空港整備勘定の抜本的見直し
- 国際コンテナ・バルク戦略港湾の選択と集中、港湾経営の民営化、重要港湾の重点化等
- 社会資本の戦略的維持管理
- PPP/PFIの推進
- 社会資本整備重点計画の見直し

3. 交通基本法の制定と関連施策の充実

- ・移動する権利を位置付けるとともに、今後の交通に関する基本理念を定める交通基本法の制定と関連施策の充実を図り、総合的な交通体系を実現。
- 地域鉄道、地方バス、離島航路、離島航空路の維持・充実
- 都市鉄道の利便性向上 等

4. 規制・制度改革

- ・我が国の成長を牽引するため、規制・制度の見直しを実施

II 環境・暮らし関連政策

政府全体で取り組んでいる地球温暖化対策について、運輸分野、住宅・建築物分野、都市分野等における対策を進め、温室効果ガスの削減目標達成に貢献。また、自然共生施策の推進や豊かな生活空間を実現。

- 国土交通省の地球温暖化対策(中長期目標の達成に向けて)
 - ・自動車単体対策、交通流対策、物流の効率化、公共交通の利用促進、住宅・建築物の省エネ対策、低炭素都市づくり等を推進
- 生物多様性条約COP10を踏まえた自然共生施策の推進
- 豊かな暮らしの実現
 - ・良好な景観や歴史的町並み、都市のみどりの保全・形成による豊かな生活空間の実現
 - ・条件不利地域の自立・活性化への支援
 - ・バリアフリー政策 等

III 安全・安心、セーフティネット関連政策

国土交通省の重要な任務である国民の生命と財産を守り、真に豊かで活力ある社会を構築する前提となる我が国の安全・安心を実現。

- 地球温暖化への先進的な取り組み(水害・土砂災害対策等)
- 自然災害に対する危機管理体制の充実・強化
- 公共インフラの耐震性向上
- 民間賃貸住宅入居者の居住の安定確保の推進
- 地域に即した重層的かつ柔軟な住宅セーフティネット構築の支援
- 昇降機等の安全対策
- 運輸安全マネジメントなど運輸部門における安全対策
- 国際海上コンテナの陸上輸送の安全確保
- 海上保安体制の充実・海上輸送の安全の確保 等

目標

2020年

- ◆ 名目成長率**3%**、実質成長率**2%**を上回る成長
- ◆ 2011年度中には消費者物価上昇率を**プラス**
- ◆ 早期に失業率を**3%台**に低下

現状

- ← 成長率の低迷(過去10年間実質 1%程度、潜在成長率1%程度)
- ← 20年に及ぶデフレ傾向(過去20年間消費者物価上昇率0%程度)
- ← 5%の失業率

7つの戦略分野と21の国家戦略プロジェクト

グリーン・イノベーション

ライフ・イノベーション

アジア

観光・地域

科学・技術・情報通信

雇用・人材

金融

成長の実現に向け、金融の果たすべき役割を重視し新たに戦略分野に位置づけ

新たな需要と雇用の創造

分野	需要創造	雇用創造
環境 (グリーン・イノベーション)	50兆円	140万人
健康 (ライフ・イノベーション)	50兆円	284万人
アジア	12兆円	19万人
観光	11兆円	56万人

戦略を確実に実現するための施策

プロジェクト採択の3つの判断基準

- ◆ 需要・雇用創出基準：需要と雇用の創出効果が高い政策・事業を最優先
- ◆ 「選択と集中」基準：真に必要な性の高い分野への重点化、類似事業の重複排除
 - － 国民参加基準：行政が独占してきた「公」を開き、国民の積極的な参画を重視
 - － 制度・政策一体基準：制度改革との一体的実施により相乗効果が期待できる政策・事業を重視
- ◆ 最適手段基準：限られた財源で最大限の効果を得るために最適な政策手段を選択

プロジェクトの工程管理

- ◆ 工程表管理(実現へのコミットメント)
- ◆ PDCAサイクルによる施策の実施状況、効果のチェック

財政運営戦略との整合性

- ◆ 「財政運営戦略」との整合性を保ちつつ、「新成長戦略」を着実に推進
- ◆ 歳出の優先順位の見直し等による予算の重点化・メリハリ付け

市場の予見可能性の拡大 ⇒ 投資の実現

政策体系では、国土交通省の主要な行政目的に係る政策を
分野→政策目標→施策目標→業績指標 の順に整理。

《 凡例 》 括弧内の数字は、それぞれの総数

分野 (4)	政策目標(13) 施策目標(47)	業績指標(233) ※記載は省略
-----------	----------------------	---------------------

暮らし・環境

1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

- 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る
- 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する

2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

- 3 総合的なバリアフリー化を推進する
- 4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する
- 5 快適な道路環境等を創造する
- 6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する
- 7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
- 8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する

3 地球環境の保全

- 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

4 水害等災害による被害の軽減

- 10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する
- 11 住宅・市街地の防災性を向上する
- 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する
- 13 津波・高潮・浸食等による災害の防止・減災を推進する

5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

- 14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
- 15 道路交通の安全性を確保・向上する
- 16 住宅・建築物の安全性の確保を図る
- 17 自動車事故の被害者の救済を図る
- 18 自動車の安全性を高める
- 19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する

活 力

6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

- 20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
- 21 観光立国を推進する
- 22 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する
- 23 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する
- 24 整備新幹線の整備を推進する
- 25 航空交通ネットワークを強化する

7 都市再生・地域再生等の推進

- 26 都市再生・地域再生を推進する
- 27 流通業務立地等の円滑化を図る
- 28 集約型都市構造を実現する

8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上

- 29 鉄道網の充実・活性化させる
- 30 地域公共交通の維持・活性化を推進する
- 31 都市・地域における総合交通戦略を推進する
- 32 道路交通の円滑化を推進する

9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

- 33 社会資本整備・管理等の効果的に推進する
- 34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する
- 35 建設市場の整備を推進する
- 36 市場・産業関係の統計調査の整備活用を図る
- 37 地籍の整備等の国土調査を推進する
- 38 自動車運送業の市場環境整備を推進する
- 39 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る

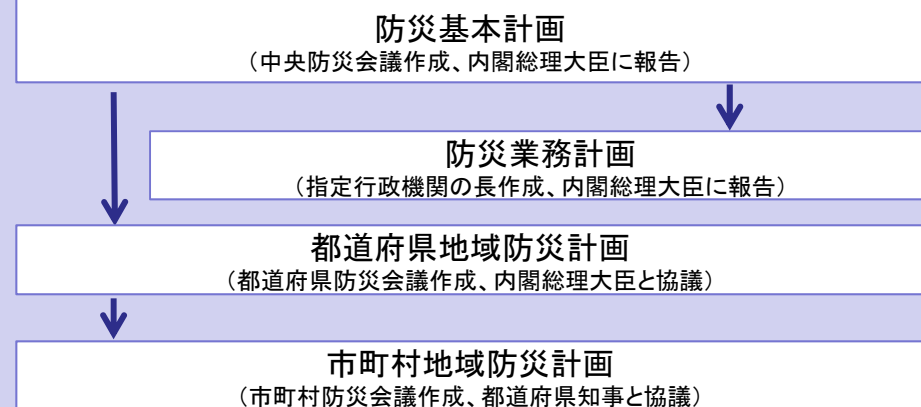
横断的な政策課題

- 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備
- 40 総合的な国土形成を推進する
- 41 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する
- 42 離島等の振興を図る
- 43 北海道総合開発を推進する
- 11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進
- 44 技術研究開発を推進する
- 45 情報化を推進する
- 12 国際協力、連携等の推進
- 46 国際協力、連携等を推進する
- 13 官庁施設の利便性、安全性等の向上
- 47 環境等に配慮した便利で安全な庁舎施設の整備・保全を推進する

国が定める方針等に基づき、各段階での計画の作成を義務付けているものがある一方、近年、制定又は改正された法律に基づく計画の中には、地方の自主的・自立的な取組を国が支援する仕組みもある。

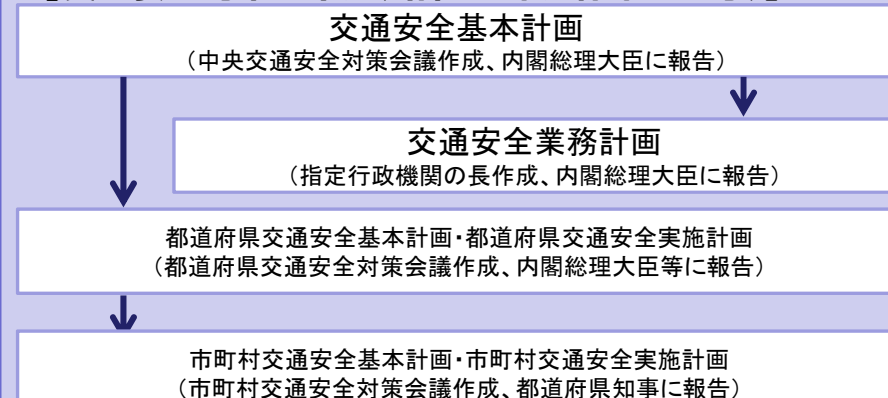
国と地方の計画が存在し、各段階での作成を義務付けている計画

【災害対策基本法(昭和36年法律第223号)】



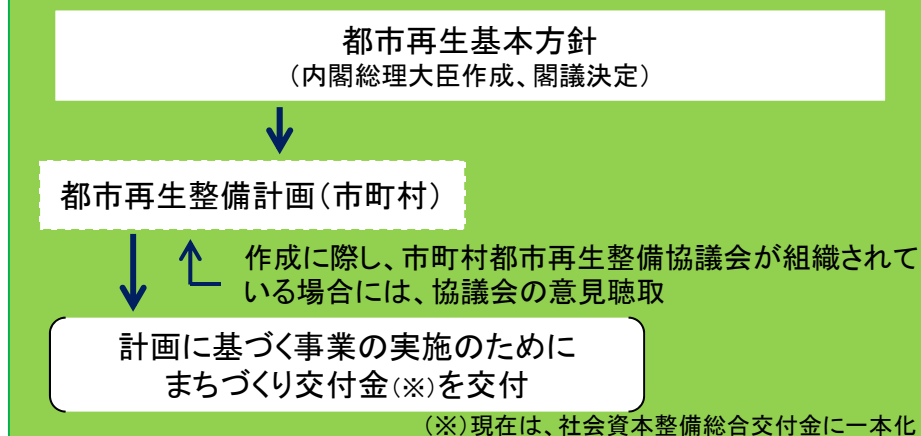
国と地方の計画が存在し、各段階での作成を義務付けている計画

【交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)】



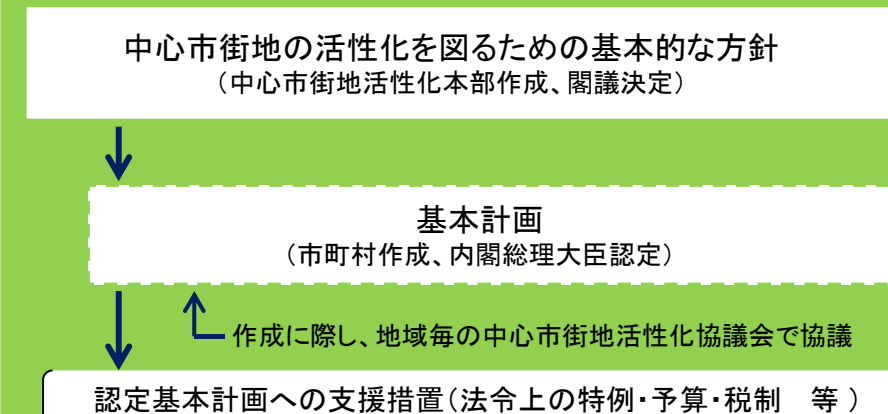
国の方針等に基づき各自治体が自主的に計画を作成し、国が支援する計画

【都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)】



国の方針等に基づき各自治体が自主的に計画を作成し、国が支援する計画

【中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)】



○米国では、「政府の効果及び業績に関する法律」に基づいて、各行政機関ごとに、戦略目標などを提示した戦略計画を策定し、行政管理予算庁及び連邦議会に提出。

米国運輸省の戦略計画に提示された戦略目標(Strategic Goals)

2000～2005年度		2006年度～2011年度
安全性 (Safety)	→	安全性 (Safety)
移動性 (Mobility)	→	混雑緩和 (Reduced Congestion)
経済成長 (Economic Growth)	→	国際的接続性 (Global Connectivity)
人間・自然環境 (Human and Natural)	→	環境管理 (Environmental Stewardship)
国家安全保障 (National Security)	→	安全保障、非常時対応 (Security, Preparedness and Response)

平成15年当時、それまでの長期計画に対する批判等を受け、社会資本整備の重点的、効率的かつ効果的な実施や事業横断的な取組の推進などを目的に、第1次社会資本整備重点計画は策定された。

過去の長期計画に対する批判

- ・ 予算配分の硬直化を招き、必要性の低い事業が実施されている。
- ・ 事業別、縦割りになっていて、事業の重点化や効率化が図られていない。



批判を受け、重点計画では

- **社会資本整備の重点的、効率的、効果的推進**
→ 事業費不明示。アウトカム目標を提示。
- **縦割りの排除(横断的取組、事業間連携の強化)**
→ 個別事業計画を廃止し、一本化

重点計画策定の意義について

1. 政策目的、手段を掲げ、**事業間の整合性、連携を確保した体系的な取組を行うことを可能とすること**
2. 長期的な見通し・計画の下に**事業の是非を判断できるようにすること**
3. 事業執行の計画性、効率性等の確保のため、**適切な進捗管理を行うことを可能とすること**
4. **国民に対して、今後5年間に重点的に取り組むべき社会資本整備の将来像をわかりやすく示し、説明責任を果たしていくための手段となること**
5. **国と地方公共団体等が役割を分担し、連携しつつ、様々な事業の整合性を図って実施していくための共通の目標となること**

【社会資本整備重点計画法】

第四条

1、2 (略)

3 重点計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 計画期間における社会資本整備事業の実施に関する**重点目標**

二 前号の重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき**社会資本整備事業の概要**

三 地域住民等の理解と協力の確保、事業相互間の連携の確保、既存の社会資本の有効活用、公共事業の入札及び契約の改善、技術開発等による費用の縮減その他**社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置**に関する事項

四 その他社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項

現行社会資本整備重点計画における目標と事業の構成

重点分野 (4)	重点目標(12)	事業の概要	アウトカム指標 (57)
活力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通ネットワークの充実による国際競争力強化 ○ 地域内外の交流強化による地域の自立活性化 ○ にぎわいの創出や都市交通の快適性向上による地域の自立・活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大都市圏拠点空港の容量拡大 ○ 大水深高規格コンテナターミナル整備 ○ 三大都市圏環状道路の整備 ○ 都市・地域交通戦略推進事業、市街地再開発事業 <p style="text-align: right;">等</p>	(14)
安全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な地震等の災害に強い国土づくり ○ 水害等の災害に強い国土づくり ○ 交通安全対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅市街地総合整備事業 ○ 基幹的広域防災拠点の整備 ○ 堤防やダム等の施設整備、ハザードマップの作成・公表 ○ 下水道施設整備 ○ 海岸保全施設整備 ○ 交通安全施設整備 ○ 航路標識の高度化等整備 <p style="text-align: right;">等</p>	(18)
暮らし・環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少子・高齢社会に対応したバリアフリー化・子育て環境の整備によるユニバーサル社会の形成 ○ 良好な景観・自然環境の形成等による生活空間の改善 ○ 地球温暖化の防止 ○ 循環型社会の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄軌道駅、公園、住宅等のバリアフリー化の推進 ○ 都市公園、緑地の整備 ○ 汚水処理施設整備の推進 ○ 下水道整備事業、河川浄化事業 <p style="text-align: right;">等</p>	(18)
ストック型社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戦略的な維持管理や更新の推進 ○ ソフトの対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路橋、港湾施設等の長寿命化計画策定、計画的な維持・更新の実施 ○ 基盤地図情報整備事業 	(7)

私は、国土交通行政は、三つの観点から国家の背骨を築いていくものであると認識しております。

一つ目は、国土の背骨です。国土の礎となる社会資本整備のあるべき姿をしっかりと示して、これを実現させてまいります。

二つ目は、国民生活の背骨です。国民生活にとって欠かせない、安全・安心、住宅、地域交通等を、新たな時代に向けてしっかりと確保してまいります。

三つ目は、地域経済を支える産業の背骨です。成長戦略に関する施策を実現し、国際競争力の強化を図っていくのみならず、観光、建設・運輸産業等、内需の中心となる産業の育成を進めてまいります。

そして、このような三つの観点から、幅広い国土交通行政に関わる施策を総合化、体系化することにより、施策の効率と効果を高め、国民の皆様の目に見える成果を提示していくことが私どもの使命と考えております。

私はかねがね公共事業には三つの機能があると認識しておりました。

第一は、維持管理を含め、真に必要な社会資本を整備する機能、第二は、地域間の再分配機能、そして第三に経済対策としての機能です。

それぞれに重要な機能を果たしているわけですが、私としては、第一の機能を基本として、真に必要な社会資本整備のあるべき姿とその推進方策についてしっかりと議論し、国民にわかりやすくお示しすることが必要だと考えております。

さらに、地域の実態に応じた需要創出を図ることが可能な、国民共通の資本としての社会資本整備を行うべく、国土に関する長期的な展望を持ちつつ、社会資本整備重点計画の見直しを進めてまいります。